

町民の皆様へ

安芸太田町職員の懲戒処分公表について

平成 30 年 3 月 30 日に判明した平成 29 年度平見谷・追付郷災害復旧工事未竣工事案に伴い、平成 30 年 5 月 28 日付けで地方公務員法第 29 条第 1 項 に規定する懲戒処分を次のとおり行いましたので、公表します。

1 処分概要

◆事務担当者

- ・被処分者 建設課 課長補佐 54 歳 男性
- ・処分内容 減給 10 分の 1 (3 か月)
- ・処分理由 服務規律違反

◆関係職員

- ・被処分者 建設課 課長 59 歳 男性
- ・処分内容 減給 10 分の 1 (1 か月)
- ・処分理由 管理監督責任 (担当課長)

- ・被処分者 建設課 課長補佐 47 歳 男性
- ・処分内容 戒告
- ・処分理由 服務規律違反 (総括監督員)

2 「平見谷農地災害復旧工事未竣工」の概要

(1) 平見谷農地災害復旧工事未竣工の内容

平成 29 年 7 月 4 日～5 日にかけての梅雨前線豪雨災害で 3 件、9 月 17 日発生台風 18 号災害で 1 件、計 4 件の農地が被災しました。

このうち下記 2 件の復旧工事について、町の事務の疎漏及び請負事業者の契約不履行 (工期) 等のため、3 月 30 日時点で未竣工の状態です。工期内の完成が困難となり、県補助金にも影響が出たものです。

(2) 未竣工工事の被災箇所等について

- ① 追付郷農地災害復旧工事
請負金額：896,400 円
- ② 平見谷農地災害復旧工事
請負金額：1,101,600 円

3 当該事案発覚後の安芸太田町及び広島県の対応について

今回の農地災害復旧工事は、国の災害認定を受けた災害復旧工事であり、主要財源が県を経由した補助金であるため、広島県と情報共有し下記のとおり対応しまし

た。

(1) 安芸太田町及び広島県の対応について

- ① 工事未竣工の状況について広島県(西部農林事務所)へ報告し、対応策を協議した結果、繰越処理もしない状態での未竣工のため、県補助金「1,639,000円」については「戻出(返還)」することに決定しました。
- ② しかし、当該工事については、農繁期に間に合わす必要があるため、早期の工事完了を目的として、町の一般事業として継続実施し、4月20日に工事が完了しました。

4 工事請負業者及び関係職員への対応について

(1) 工事請負事業者への対応

- ① 当初契約書における「工期不履行」について、4月下旬に「建設工事等指名業者選定委員会」を開催し、指名停止1か月としました。
- ② 戻出(返還)となった県補助金について
今回の補助金取り消しは、工期内に工事が完了していないことが原因であり、請負事業者の契約違反として、取り消しされた県補助金「1,538,394円」を請負事業者に対し契約約款に基づき工事費との相殺を行います。

5 お詫び

今回の事案は、町としてこれまでの職員不祥事を受け、再発防止策に取り組んでいる中で発生した事務の疎漏であることから、当該事案を重く受け止め、住民の皆さまに深くお詫びするとともに、再度、行政事務の適切な執行に全力を尽くしてまいります。

安芸太田町長 小坂 眞 治